

平成 26 年 8 月 8 日

シンガポール金融管理局「**Consultation Paper on Draft Regulations for Reporting of Foreign Exchange Derivatives Contracts**」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、シンガポール金融管理局が本年7月9日に公表した「**Consultation Paper on Draft Regulations for Reporting of Foreign Exchange Derivatives Contracts**」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

今後、本件検討に当たり、我々の以下のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

1. Unique transaction Identifier (UTI) の報告義務化の延期について【(ANNEX) FIRST SCHEDULE PART I 1. Contract information】

2015 年 4 月 1 日以降、非電子プラットフォーム上で取引された非清算集中取引は取引先と合意した UTI を報告することとなっている。しかしながら、本要件は一部の国、地域でしか求められておらず、特に外国為替取引では UTI を取引先と合意するプロセスがとりわけアジア地区では標準化されていない。

外国為替取引では、UTI を取引先と合意するプロセスを各国当局、業界団体と協力して標準化すべきと考えるが、上述のような状況を踏まえ、このプロセスが標準化されるまでは、取引先と合意した UTI の報告義務化を延期すべきである。

2. 報告項目の定義等について

クロスボーダー取引においては、1つの約定を、シンガポール、米国、本邦等の各国当局に報告する場合もありうるが、以下の報告項目等で既に当局間で解釈・見解が異なるものもある。ついては、報告項目の定義については、各国当局間で調整のうえ定義を統一化する、もしくは、報告内容にある程度の裁量いただきたい。

① Date of confirmation【(ANNEX) FIRST SCHEDULE PART I A 2. Confirmation】

コンファメーションはフロント、バックの段階で複数回行われている。法令上、報告時限を T+2 としており、本項目の定義を「バックでコンファームが完了した日付」とした場合、一部の取引等で報告時限内にコンファームが完了していない状況も想定される。

したがって、報告の正確性をきすためには定義の明確化が必要であり、コンファメーションの日付については、バックではなく「フロントでコンファームが完了した日付」とすることでよいことを確認したい。

② Master agreement date [(ANNEX) FIRST SCHEDULE PART I A 4. Transactional data]

本報告項目は、欧州規制 EMIR では Version (任意項目)、豪州規制 ASIC では Date (必須項目) とされており各国当局によって取り扱いの差があることから、報告者の負荷軽減の観点から、同一報告項目の定義は同一の取り扱いとすべきである。

また、一部の報告対象の資産 (Asset) について取引先との契約書に関する日付の情報はデータベース化しておらず、データベースの整備、システム対応には相応の期間が必要なことを踏まえ、本報告項目を任意項目とするか猶予期間の導入を検討していただきたい。

③ Hedging indicator [(ANNEX) FIRST SCHEDULE PART I A 4. Transactional data]

本報告項目は既に取引報告を開始している他の国、地域では報告項目として求めていることから、報告対象とする場合は、報告の正確性をきすため、報告項目の詳細な定義が必要である。また、他規制では報告項目として求められていないこと、項目の詳細な定義が明示されていないことから、任意項目として取り扱うべきである。

④ Exchange rate/Forward exchange rate [(ANNEX) FIRST SCHEDULE PART IV 1. Transactional data]

外国為替取引の報告項目として①Exchange rate と②Forward exchange rate が求められているが、両者の定義が不明瞭であるため明確化いただきたい。

法令上の定義は、①が The exchange rate of the currencies of the contract、②が The forward exchange rate on value date とされており、同じ情報 (同じレート) を別の報告項目として定義しているように理解できる。②Forward Exchange rate は Spot rate と FX Swap point の和で算出されるが、もし①Exchange rate が Spot rate を意図するのであれば、その旨明示的に定義すべきである。また、DFA 等の他規制では Forward Exchange rate は報告対象外としており、平仄を図るためにも任意項目として取り扱うべきである。

3. 報告の実施時期 (Reporting commencement date) について [(ANNEX) SECOND SCHEDULE PART I 5. Foreign exchange derivatives contracts booked in Singapore]

システム開発期間を勘案すると、詳細要件開示から報告開始までに 8 か月間程度の期間が必要である。最終規則公表および報告項目に関する詳細なデータフィールドの定義を DTCC 経由で速やかに開示していただく、もしくは報告開始時期の延期を検討していただきたい。

4. Traded in Singapore 明細の報告対象除外について

既に多くの国、地域で同様の取引情報報告の義務化が開始されており **Traded in Singapore** のほとんどの明細が何れかの当局へ報告されており、在 **Singapore** 拠点の取引量・リスク把握の観点からは **Booked in Singapore** の明細を報告すれば充足するものと思われる。また、現状他の国、地域において、同様の要件が求められている規制はなく、**Traded in Singapore** の明細を報告対象外とすることを検討していただきたい。

以 上